

所得税と住民税の主な控除額の違い

(令和3年度課税以降適用分)

所得税と住民税（市民税・都民税）の控除額は異なります。主な異なる控除額は下表のとおりです。

所得控除	所得税	住民税（市民税・都民税）
基礎控除	最高 480,000円	最高 430,000円
障害者控除	270,000円	260,000円
特別障害者控除	400,000円	300,000円
同居特別障害 配偶・扶養控除に加算	350,000円	230,000円
寡婦控除	270,000円	260,000円
ひとり親控除	350,000円	300,000円
勤労学生控除	270,000円	260,000円
配偶者控除（一般）	最高 380,000円	最高 330,000円
配偶者控除（老人）	最高 480,000円	最高 380,000円
配偶者特別控除	最高 380,000円	最高 330,000円
一般の扶養控除	380,000円	330,000円
特定扶養控除	630,000円	450,000円
老人扶養控除	480,000円	380,000円
同居老親扶養控除	580,000円	450,000円
生命保険料控除	【新制度】 限度額120,000円 （内訳）一般・介護医療・個人年金 各限度額 40,000円	【新制度】 限度額70,000円 （内訳）一般・介護医療・個人年金 各限度額 28,000円
	【旧制度】 限度額100,000円 （内訳）一般・個人年金 各限度額 50,000円	【旧制度】 限度額70,000円 （内訳）一般・個人年金 各限度額 35,000円
地震保険料控除	（地震保険料）限度額 50,000円 （旧長期損害保険料）限度額 15,000円 （地震＋旧長期） 限度額 50,000円	（地震保険料）限度額 25,000円 （旧長期損害保険料）限度額 10,000円 （地震＋旧長期） 限度額 25,000円

※不明な点については市民税課にお問合せ下さい。